別表⑻

（略）

	第　期 自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	第　期 自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日
注１　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況		
２　重要な会計方針		
３　会計方法の変更		
４　表示方法の変更		
４－２　会計上の見積り		
５～16　（略）		
17　連結配当規制適用の有無		
17－２　収益認識関係		
18　（略）		

備考

１　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
１～３　（略）	（略）	（略）	（略）
４　表示方法の変更	○	○	○
４－２　会計上の見積り	○	×	×
５～16　（略）	（略）	（略）	（略）
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×
17－２　収益認識関係	○	×	×
18　（略）	（略）	（略）	（略）

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

２・３　（略）

４　注に掲げる事項の記載に当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載すること。

注１　事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表への反映の有無を記載すること。

注２　次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。

⑴～⑷　（略）

⑸　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項

なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、⑷に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

①　当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

別表⑻

（略）

	第　期 自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	第　期 自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日
注１　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況		
２　重要な会計方針		
３　会計方法の変更		
４　表示方法の変更		
５～16　（略）		
17　連結配当規制適用の有無		
18　（略）		

備考

１　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
１～３　（略）	（略）	（略）	（略）
４　表示方法の変更	○	○	○
５～16　（略）	（略）	（略）	（略）
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×
18　（略）	（略）	（略）	（略）

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

２・３　（略）

４　注に掲げる事項の記載に当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載すること。

注１　事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注２　次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。

⑴～⑷　（略）

⑸　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項